

生活産業研究所株式会社（以下「弊社」といいます。）は、弊社のソフトウェア（付属する機能及びサービスを含みます。）及び資料（全ての製品パッケージを含みます。）（以下併せて「本ソフトウェア」といいます。）について、以下の「ソフトウェア著作権使用許諾契約定型約款」（以下「本約款」といい、本約款に基づく契約を「本契約」といいます。）の条件にご同意いただいた方（以下「お客様」といいます。）にのみ使用を許諾します。なお、お客様がソフトウェアをダウンロードした場合又は使用した場合、本約款に同意したものとみなします。

ソフトウェア年間著作権使用許諾契約定型約款

第1条（総則）

本約款は、お客様と弊社との間での本ソフトウェアの使用許諾及び付随サービスの内容・条件等を定めるものです。

第2条（著作権等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の権利は、弊社又は弊社が本約款に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を弊社に認めた権利者に帰属するものとします。
2. 本ソフトウェアは、著作権法により保護されています。本ソフトウェアは、本約款の条件に従い、弊社からお客様に対して使用許諾されるもので、販売するものではなく、本ソフトウェアの著作権等の一切の権利はお客様に移転いたしません。

第3条（使用許諾）

1. 弊社は、お客様自身が所有又は管理するハードウェアにお客様が本ソフトウェアをインストールし、本契約の使用期間中、お客様の自社にて高さ制限解除および申請図書作成業務に利用する目的で、本ソフトウェアを非独占的に使用する権利を許諾します。
2. ネットワーク版では、前項の使用権により、お客様は、お客様自身が所有又は管理するサーバー用ハードウェアに、コードメータ（本ソフトウェアを使用するために必要となるデバイスのことをいいます。以下同様です。）を装着することによって、別途お客様が定めるライセンス数に応じて、お客様自身が所有又は管理する単一の又は同時に複数のハードウェアで、本ソフトウェアを使用することができます。
3. スタンドアロン版では、第1項の使用権により、お客様は、弊社が発行するADS-BT for Vectorworks シリアル番号（以下、「シリアル番号」といいます）による認証を受けることで、当該ハードウェアで、本ソフトウェアを使用することができます。

第4条（著作権使用許諾料）

著作権使用許諾料は、お客様が定めるライセンス数に応じて弊社又は本ソフトウェアの販売店（以下、総称して「弊社等」といいます）が発行する請求書等に基づき、支払うものとします。振込手数料はお客様の負担とします。

第5条（契約内容の変更等）

1. お客様は、本契約の使用期間中、本ソフトウェアのライセンス数を減少させることができません。
2. お客様は、本契約の使用期間中、本ソフトウェアのライセンス数を増加させる場合、別途、本ソフトウェアの使用許諾契約を締結する必要があります。

第6条（権利の制限）

1. お客様は、弊社の書面による同意がない限り、以下の各号の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 第3条第1項記載の使用目的以外で使用する。
 - (2) 本ソフトウェア、本ソフトウェアをインストールしたハードウェア、シリアル番号、コードメータ（以下併せて「本ソフトウェア等」といいます。）をお客様及びお客様が雇用する従業員以外の第三者（以下単に「第三者」といいます。）に譲り渡し、再度使用権を設定し、貸与し、開示し、又はその他の方法で使用させること若しくは第三者と共同で使用する。
 - (3) 本ソフトウェア等に担保権を設定すること。
 - (4) 本ソフトウェア等の複製（バックアップを目的とする複製も含むものとします。）又は改変を行うこと。なお、改変された本ソフトウェア等によりお客様に損害が発生した場合、弊社等は一切の責任を負いません。
 - (5) 本ソフトウェア等に含まれるプログラムに対して翻訳、翻案を行うこと及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（既存の製品を調査・解析してその構造や製造方法などの技術を探知することをいいます。）をし、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (6) お客様の自社開発ソフトウェアの検証用途で使用する。
 - (7) 本契約に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利及び義務を第三者に対して譲渡、移転し、又は引き受けさせること。
 - (8) 適用ある輸出管理規制、法律又は命令に違反すること。
 - (9) 本ソフトウェアの名称を、お客様又は第三者の商品若しくはサービスの名称とすること。
 - (10) 本ソフトウェア等の機能又は性能を公表すること。
2. お客様は、弊社の書面による同意がない限り、お客様が雇用する従業員が前項各号に定める行為をしないよう遵守させるものとし、当該従業員が前項各号に定める行為をした場合、お客様が前項に違反したものとみなします。

第7条（検査、交換）

1. お客様は、本ソフトウェア等をダウンロード又は受領した後、パーソナルコンピュータ本体及びその他周辺機器に異常がない環境で、直ちにその物理的障害の有無について検査を行うものとします。
2. 前項の検査の結果、本ソフトウェア等の読み取りエラー等の物理的な障害を発見したときは、お客様が本ソフトウェア等をダウンロード又は受領した日から2週間以内に限り、お客様が弊社に対し本ソフトウェア等の交換を要求することができます。
3. 弊社等は本ソフトウェア等に関する契約不適合責任として、本条に定める責任以外の責任を負わないものとします。

第8条（付随サービス）

1. 弊社がお客様にご提供する付随サービス内容は、「電話によるサポート」、「電子メール又はFAXの送受信によるサポート」、「無償アップデート」及び「インターネット上での情報提供」となります。
2. 「電話によるサポート」の内容は、以下の各号に定めるものとします。
 - (1) 「電話によるサポート」は、本ソフトウェアの使用についてお客様にご不明な点等が生じた場合、弊社のサポートセンターに電話をして単純かつ短時間の技術的サポートに関する助言を受けることができることを内容とします。お客様は、当該電話の際、「年間著作権使用許諾登録証」に記載されている「管理番号」を申し出ることとします。
 - (2) お客様が「電話によるサポート」を受けられる時間帯は祝祭日、振替休日及び年末年始等その他弊社が指定する日を除く月曜日から金曜日までの平日午前10時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとします。
 - (3) 「電話によるサポート」へのお客様からの質問に対する弊社による回答は、即時回答を原則とします。ただし、やむを得ない場合には、弊社がいったん回答を保留したうえで、時間を置いてサポート対応を行うことを了承するものとします。
3. 「電子メール又はFAXの送受信によるサポート」の内容は、以下の各号に定めるものとします。
 - (1) 「電子メール又はFAXの送受信によるサポート」は、本ソフトウェア等の使用についてお客様にご不明な点等が生じた場合、弊社のサポートセンターに対して電子メール又はFAXを送信して単純かつ短時間で回答可能な技術的サポートに関する助言を受けることができることを内容とします。お客様は、当該電子メール又はFAXの送信の際、「年間著作権使用許諾登録証」に記載されている「管理番号」を当該電子メール又はFAXに記載することとします。
 - (2) お客様は、「電子メール又はFAXの送受信によるサポート」について、弊社が相当期間内に対応することを了承するものとします。
4. 「無償アップデート」は、弊社が本ソフトウェアをアップデートした場合、お客様は、弊社がインターネット上に公開する本ソフトウェアのアップデート版を無償でインストールし、当該本ソフトウェアを使用することができることを内容とします。なお、弊社は、本ソフトウェアのアップデートの際、本ソフトウェアの仕様を、お客様への事前の予告なく変更又は改良する場合があります。お客様はこれを承諾するものとします。また、本ユーザーサポートの対象となるソフトウェアは、弊社が提供する本ソフトウェアの最新版のバージョンないし最新版のバージョンの三世代前のバージョン（以下併せて「サポート対象ソフトウェア」といいます。）までとします。お客様が使用する本ソフトウェアがサポート対象ソフトウェアに該当しない場合、お客様は、当該本ソフトウェアについて、ユーザーサポートを受けることができないこと、サポート対象ソフトウェアであっても推奨環境以外で動作可能とするような技術的なサポートが本ユーザーサポートに含まれないことを了承するものとします。
5. 「インターネット上での情報提供」は、弊社がインターネット上において提供する本ソフトウェアの使用に関する情報を、インターネット上においてお客様が適宜確認することができることを内容とします。
6. お客様へのサポート内容が付随サービス内容の範囲を超えた技術的サポートに相当すると弊社が判断した場合は、有償での対応とし、お客様は弊社の当該判断に従うことを事前に了承するものとします。また、その際、弊社は有償内容の説明及び見積りを行い、当該内容を許諾したお客様のみ実施します。ただし、最終的な報酬額は、実際に要した対応時間等を基準に作業完了後に算出するものとします。なお、本ソフトウェアの推奨環境以外で動作可能とするような技術的なサポートは本付随サービスに含まれません。

第9条（ハードウェア買替え等の場合の再インストール）

1. お客様が本ソフトウェアをすでにインストールしたハードウェア（以下「旧ハードウェア」といいます。）の使用を中止し、新たに別のハードウェア（以下「新ハードウェア」といいます。）の使用を開始する場合、お客様は、新ハードウェアに本ソフトウェアを再インストールすることができるものとします。
2. スタンドアロン版において前項の場合、お客様は、旧ハードウェアから本ソフトウェアの削除又は旧ハードウェアの廃棄等により旧ハードウェアでの本ソフトウェアの使用を不可能な状態にするものとします。弊社は、お客様から、旧ハードウェアでの本ソフトウェアの使用が不可能となった旨の連絡をいただいた後に、お客様に対し、新たなシリアル番号を発行し、送付するものとします。なお、この場合、シリアル番号の再発行手数料は必要ありません。ただし、お客様が、新ハードウェアにおいて、旧ハードウェアと同じVectorworks本体のシリアル番号を用いられる場合、弊社の新たなシリアル番号は必要なく、お客様は従前のシリアル番号を用いて、本ソフトウェアを利用することができます。なお、この場合、旧ハードウェアから本ソフトウェアの削除等は必要ありません。
3. スタンドアロン版の場合、再インストール後、本ソフトウェアの使用を継続するためには、弊社が発行する新たなシリアル番号を入力する必要があります。当該シリアル番号が未入力の場合、本ソフトウェアのインストール後2

週間を経過した後は本ソフトウェアの使用を継続することができません。新シリアル番号未入力により、本ソフトウェアを使用することができない期間があったとしても、使用期間等の満了日は、第13条第1項及び第3項のとおりとします。また、本ソフトウェアが使用できないことによりお客様に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

4. スタンドアロン版の場合第2項に違反し、旧ハードウェアにインストールされていた本ソフトウェアが削除又は廃棄されていないことが判明した場合、お客様は、弊社に対して損害賠償の責任を負うものとし、当該損害賠償額は、お客様が使用する本ソフトウェアの価格（標準価格）と同額とします。
5. ネットワーク版の場合、お客様は、コードメータの紛失・破損を理由として当該コードメータの再交付を受ける際、弊社に対し、弊社が定める費用を別途支払うものとします。なお、お客様は、破損したコードメータを新しいコードメータに交換する場合、弊社に対して破損したコードメータを返還するものとし、当該返還がない場合は、コードメータを紛失した場合と同様に扱います。

第10条（お客様に関する情報の変更）

お客様は、「年間著作権使用許諾登録証」の記載事項に変更があった場合は、速やかに弊社に通知するものとします。

第11条（解除）

1. 弊社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) お客様が本約款に定める条項(第9条第2項は除きます。)に違反した場合。
 - (2) お客様が年間著作権使用許諾料を含む各種費用（以下「費用等」といいます。）につき、販売店から送付された請求書等の支払期限から2週間を経過しても当該費用等を支払わない場合。
 - (3) お客様が反社会的勢力（暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人）であること又はあったことが判明した場合若しくは反社会的勢力と資本関係、取引関係、人的関係等のあること又はあったことが判明した場合。
2. 前項による解除により本契約が終了した場合、すでに支払われた費用等は返還しないものとします。
3. 弊社が本条第1項に基づき本契約の解除をした場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアの使用をすべて中止し、本ソフトウェア等の原本又は複製物を、その全部又は一部を問わず、すべて廃棄し、当該廃棄の事実を弊社に書面をもって通知しなければなりません。
4. 本条による解除後であっても、弊社はお客様に対して損害賠償を請求することは妨げられません。

第12条（保証の否認、免責）

1. 弊社等は、本ソフトウェアがおお客様の特定の目的のために適当であること又は有用であることを保証するものではありません。
2. 弊社等は、サポート対象ソフトウェアに当たるか否かにかかわらず、バージョンごとに弊社が推奨する動作環境（原則、本ソフトウェア購入時（本ソフトウェアを再交付された場合は、再交付時）における最新バージョンのOS及びCADソフト。なお、詳細については、弊社HP参照）以外での本ソフトウェア等の稼働を保証しません。
3. 弊社等は、本ソフトウェア等の使用又は使用不能（第13条第1項後段及び同条第4項第2文の場合を含みます。）あるいは本ユーザーサポートの利用又は利用不能により直接的又は間接的にお客様に生じた損害又はお客様と第三者との間に生じた紛争に関与していかなる責任も負わないものとします。
4. 本ソフトウェアに不具合等の誤りの存在が判明した場合、弊社が本ソフトウェアの内容を訂正した本ソフトウェアの修正版を公開し、これらに関する情報をお客様に開示することの他に弊社は責任を負わないものとします。なお、本ソフトウェアの修正版は、第8条第4項に定める「無償アップデート」によりインストールすることができます。

第13条（使用期間）

1. 本ソフトウェアの使用期間（以下「本使用期間」といいます。）は、お客様が本ソフトウェア等を受領した日からとし、本使用期間満了日は弊社が本ソフトウェアを発送した日の翌月1日から1年を経過した日までとします。スタンドアロン版の場合、お客様は、弊社が本ソフトウェアを発送した日の翌月の2週間経過する日まで、シリアル番号を未入力のまま、本ソフトウェアを使用することができますが（第11条第1項により本契約が解除された場合を除きます。）、その後、使用継続するためには、シリアル番号の入力が必要となります。
2. 本使用期間中にもかかわらず、前項後段により、お客様が本ソフトウェアを使用することができない期間があったとしても、本使用期間の満了日に変更はなく、前項前段のとおりとします。
3. お客様が本使用期間の延長を希望される場合、お客様は本使用期間満了日の2週間前までに書面による使用期間の更新の意思表示（以下「更新申込」といいます。）を行うよう努め、本使用期間満了日の前日までに、更新申込の意思表示が弊社等に到達し、当該到達日から2週間以内に弊社等が当該更新申込に対する拒否の意思表示をしない場合、更新契約が成立するものとします。更新後の契約は原則として本契約と同一の契約内容で、本使用期間満了日の翌日から1年間延長されるものとします。なお、弊社が更新申込に対す

る拒否の意思表示を行ったことによって、お客様に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

4. お客様が、本使用期間満了日を経過した後、本ソフトウェアを使用するためには、スタンドアロン版の場合、契約更新後、弊社より通知される新シリアル番号（お客様が本使用期間経過後にも、本ソフトウェアを使用するために必要なシリアル番号をいいます。）を入力することが必要となり、ネットワーク版の場合、コードメータ更新作業を完了させることが必要となります。当該更新作業が未了の場合、本ソフトウェアを使用することはできません。当該更新作業の未了により、本ソフトウェアを使用することができない期間があったとしても、第3項又は第5項で定める延長期間の満了日に変更はないものとします。また、本ソフトウェアを使用することができないことによりお客様に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
5. 本使用期間満了後2か月以内に、お客様が弊社に対して再契約の申入れをした場合には、当該申入れがあった日の属する月の1日から1年を経過する日まで本使用期間を延長するものとし、その他については前2項と同様とします。
6. 本使用期間満了後2か月を経過した後に、お客様が弊社等に対して再契約の申入れをした場合には、年間著作権使用許諾料のほか別途定める再契約費を支払うものとし、その他については前項と同様とします。
7. 2回目以降の更新も前項までと同様の取扱いとします。

第14条（個人情報に関する取扱）

本契約に関連して取得したお客様の個人情報の取扱いについては、別途「個人情報の取扱いに関して」と題する書面に定めるものとします。

第15条（秘密保持）

1. 弊社とお客様は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から開示された情報、知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報並びに本契約の内容（以下併せて「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいしてはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 相手方から知得する以前に既に保有していたもの。
 - (2) 相手方から知得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となったもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得したものの。
 - (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求されたものの。
 - (5) 秘密情報によることなく、独自で開発したものであることを証明できるもの。
2. 弊社とお客様は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報の管理を行うものとします。

第16条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本国内の法令を準拠法とし、弊社等及びお客様は本契約に起因する紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（契約分離性）

本約款のいずれかの条項の全部又は一部が違法又は無効とされたとしても、当該違法又は無効と判断された条項以外の他の条項の適法性、有効性には何らの影響も及ぼさないものとします。

第18条（完全合意）

本約款及び本契約が引用する書面は、本契約に基づき使用許諾された本ソフトウェアの使用について、お客様と弊社の合意のすべてを定めるものであり、本件に関する従前の取り決めに優先するものです。

第19条（契約変更）

1. 本契約の改訂及び変更は、当該改訂及び変更が書面によりなされ、かつ弊社が署名した場合を除き、拘束力を有しません。
2. 前項に関わらず、弊社には以下の場合に、弊社の裁量により、本約款を変更することができるものとし、お客様は、当該内容について予め同意するものとします。本項による本約款の変更は、前項にかかわらず、変更後の約款の効力発生日の2週間前までに弊社が変更内容及びその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示する方法で公表することをもって効力を有するものとします。

- (1) 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第20条（本契約終了後の義務）

本契約終了後においても、本約款第6条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条は効力を有するものとします。